

平成29年度 事業報告書

平成29年度（以下「本年度」という。）においては、当協会の主要な事業の一つである商事仲裁及び商事調停について、付託された案件を迅速・的確かつ効率的に処理するとともに、各制度の普及促進に向けた啓発活動及び情報発信等を関係諸機関とも連携協力して積極的に推進した。仲裁事件の申立件数は、17件（対前年度比1件増）となった。

また、もう一つの主要事業であるカルネの発給・保証事業を実施することにより、国際的な商業活動及び文化活動の発展に寄与した。カルネ事業の発給件数は、8,531件（対前年度比2.0%増）で8年連続で前年度実績を上回った。

本年度に実施した主な事業は、下記のとおりである。

I. 仲裁、調停及び斡旋事件の処理

1. 仲裁事件の申立て等

仲裁の申立件数は、前年度比1件増の17件であり、前年度と比較しても大きな変化は見られなかった（表1）。

他方、当協会の仲裁収入となる管理料金の合計額は、前年度比約1.7倍の5,052万円と、過去10年平均レベル（5,439万円）に回復した（表1）。この理由は、件数の増加に加え、請求金額が高額の案件が係属したこと等による（表2）。

処理状況は、前年度からの継続事件が24件で、合計41件の仲裁事件を取り扱った。そのうち11件について仲裁判断がなされ、5件は取下げにより終了した。この結果、平成30年度への継続事件は、25件となった。

内訳等は、表1から表4のとおりである。

表1 仲裁申立件数及び収入

年 度	件 数	収入（万円）
平成29年度	17	5,052

（参考）過去5年間の同期間の件数及び収入

平成28年度	16	2,984
平成27年度	21	9,432
平成26年度	14	4,116
平成25年度	26	5,907
平成24年度	15	9,222

表2 請求金額ごとの申立件数及び請求金額の最高額

請求金額及び 請求の経済的価値	件数	(参考) 過去5年間の件数				
	平成 29年度	平成 28年度	平成 27年度	平成 26年度	平成 25年度	平成 24年度
1000万円以下	2	1	1	0	3	2
1000万円超 5000万円以下	4	4	2	0	4	1
5000万円超 1億円以下	3	1	2	0	1	1
1億円超 10億円以下	5	3	10	6	14	4
10億円超 50億円以下	0	1	2	2	3	4
50億円超 100億円以下	0	1	0	0	0	1
100億円超 200億円以下	0	0	2	0	0	0
200億円超	1	0	1	1	0	0
経済的価値の算定が できない、または極めて 困難である請求	2	5	1	5	1	2
件数合計	17	16	21	14	26	15
請求金額の最高額	約7,700 億円	約50億 円	約260 億円	約200 億円	約30 億円	約70 億円

表3 当事者の国籍（取扱い41件の内訳）

申立人		被申立人	
所在国 / 地域	人数	所在国 / 地域	人数
日本	27	日本	25
台湾	3	中国	4
タイ	3	タイ	3
中国	2	台湾	3
韓国	2	韓国	1
英国	1	米国	1

申立人		被申立人	
所在国 / 地域	人数	所在国 / 地域	人数
サウジアラビア	1	サウジアラビア	1
クウェート	1	クウェート	1
メキシコ	1	フランス	1
英領ヴァージン諸島	1	アラブ首長国連邦	1
マレーシア	1	ナイジェリア	1
		バングラディシュ	1
		ミャンマー	1
		ラオス	1
		マレーシア	1

表4 契約類型（取扱い41件の内訳）

契約類型	件数
物品売買	15
継続的売買	13
ライセンス	11
建設請負	4
合併	3
請負	1
業務委託	1
その他	4

2. 調停事件の申立て等

商事調停規則に基づく調停事件の申立件数は1件であり、平成25年度以来の申立てであった。請求金額が500億円を超える大規模案件である。本件は、契約書の紛争解決条項として、調停で解決しない場合には仲裁で解決をするという、いわゆる多段階紛争解決条項が締結され、この調停合意を元に、当協会に対して調停の申立てがされたものである。

国際商事調停規則に基づく調停事件の申立件数は1件であり、同じく平成25年度以来の申立てであった。契約を締結した段階では調停合意は成立していなかったが、紛争発生後に、調停合意を締結したものである。本件は、当事者間に和解が成立して終了した。

3. 斡旋

本年度に受理した事件はなかった。

II. 仲裁・調停及び紛争予防等に関する普及啓発事業

1. 中堅・中小企業への仲裁制度の普及啓発の強化

(1) 仲裁制度の普及啓発のための政策支援機関との協力

海外展開に関心があり、又は展開中の中堅・中小企業に対し、よりピンポイントで仲裁の普及啓発を行うため、前年度から政策実施機関に協力要請を行ってきたが、今年度も引き続き政策実施機関（日本貿易振興機構（ジェトロ）、日本政策金融公庫、日本商工会議所、中小企業庁）に協力要請を行った。その結果、ジェトロが主催する海外進出セミナーに講師を派遣した。

- 「特惠関税（EPA）活用&海外ビジネス・リスクマネジメントセミナー」
（平成29年9月11日）
 - ・主催：ジェトロ茨城、（公財）日立地区産業支援センター
 - ・当協会以外の講師派遣政策支援機関：ジェトロ、日本貿易保険

(2) 各種の海外展開支援協議会への新たな参加

本年度からの新たな試みとして、中堅・中小企業への仲裁の普及啓発のさらなる機会を得るため、また、中堅・中小企業の海外展開を支援する官民の担当者に対する仲裁制度の一層の周知を図るために、官民が連携して設立した各種協議会（中堅・中小企業の海外進出を支援すること及び関係機関の支援策を周知活用させることを目的）に海外進出支援機関として参画した。その成果として、協議会が主催する会合に講師を派遣して仲裁制度の説明を行った。

さらに、当該協議会に参加している個別の業界団体の多面的なチャネルを活用して所属する企業への仲裁の普及を図るべく各団体に協力要請を行った。その結果、業界団体が主催するセミナーに講師派遣し、当該団体に加盟する企業に対して仲裁の普及啓発を行う機会を得た。

参加した協議会は以下のとおり。（ ）内は関係省庁ないし政策実施機関。

- 中堅・中小建設業海外展開推進協議会（国土交通省）
- 農林水産物等輸出促進全国協議会（農林水産省）
「農林水産物等輸出促進全国協議会総会」に出席した（平成29年11月24日）。
- 新輸出大国コンソーシアム（日本貿易振興機構）
「2017年度新輸出大国コンソーシアム事業第3回全体会合（コンシェルジュ分科会）」に講師派遣し仲裁制度の説明を行った（平成29年10月20日）。
- ロシア中堅・中小企業プラットフォーム（日本貿易振興機構）

（3）地域金融機関との連携強化

地域金融機関は、地方において中堅・中小企業のメインバンクとして経営に関与する機会が多いことから、これら金融機関との連携強化を図るべく、りそな系金融機関に働きかけを行った。その結果、公益財団法人りそなアジア・オセアニア財団が主催するセミナーに講師を派遣した。

- 「アジアにおける契約トラブル事例と仲裁の活用」（平成30年3月15日）
 - ・主催：公益財団法人りそなアジア・オセアニア財団
 - ・共催：大阪府、大阪市、関西経済連合会、
大阪産業振興機構、大阪商工会議所
 - ・後援：ジェトロ（大阪本部）、りそな銀行、近畿大阪銀行
 - ・参加者：企業経営者等 135名

2. 商事仲裁・商事調停の普及啓発

当協会単独又は他機関との共催により、商事仲裁や商事調停に関する実務上の最新情報を広く提供することを目的とし、講演会・シンポジウム形式による各種セミナーを開催した。セミナーの詳細は、参考資料1（p15）のとおり。

本年度の新たな取組として、仲裁人経験の少ない者、あるいは今後 JCAA 仲裁の仲裁人や代理人になり得る可能性のある者を主たる対象者とした仲裁人研修会を開催した。具体的には、JCAA 仲裁の仲裁人に選任されたときに、効率的かつ適切な仲裁手続を実施することができる実践的な基礎力を身につけることを目的として、欧米の一流の仲裁人も実際に使用している手続指示書等のサンプルを提示しながら、講師の実体験を交えて、当事者や代理人からは見えづらい手続指揮のポイントを仲裁手続の段階ごとに解説した。

- 「仲裁人研修会（実践基礎講座）」（平成30年2月28日）
 - ・後援：日本弁護士連合会、公益社団法人日本仲裁人協会
 - ・講師：日下部真治氏（弁護士、アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー。第二東京弁護士会副会長）
 - ・参加者：弁護士、大学教授等 51名

3. 商事仲裁・商事調停に関する他機関主催の説明会等への講師派遣

関係機関、業界団体等に対し、仲裁・調停制度の普及啓発に向け、説明の機会を求めるとともに、説明会等への講師派遣の要請に積極的に応じた。講師派遣先の詳細は、参

考資料 2 (p17) のとおり。

4. 国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議にオブザーバーとして参加

我が国における国際仲裁の活性化に向けて必用な基盤整備を図るべく、関係行政機関等の連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を検討・推進するため、「国際仲裁の活性化に向けた関係府省連絡会議」が開催され、当協会はオブザーバーとしてこの会議に出席した。

- 第1回国際仲裁の開催に向けた関係府省連絡会議（平成29年9月25日）
関係府省構成員：内閣府、法務省、外務省、スポーツ庁、経済産業省、国土交通省
- 仲裁の活性化について、内閣府、法務省及び経済産業省の幹部と当協会との意見交換を行った（平成29年11月30日）。

5. 各種相談事業の実施

国際取引契約や商事仲裁等に関する相談・問い合わせの合計件数は、東京本部及び大阪、神戸の各事務所で220件であった。

渉外弁護士による国際商取引等に関する専門的な法律相談を、東京本部、大阪事務所及び名古屋事務所において毎月開催し、その相談件数は、合計29件であった。東京本部及び大阪事務所において開催している中国専門法律相談の合計件数は、21件であった。一方、東京本部及び大阪事務所への商事調停に関する相談・問い合わせの合計件数は、3件であった。また、インド専門法律相談を東京本部において開催し、1件の相談を受けた。

6. 国際取引に関する講習会等の開催

英文契約書の作成や国際取引紛争の予防を主なテーマにした講習会を、東京本部（開催数5回、延べ受講者数167名）、大阪事務所（同5回、同154名）、名古屋事務所（同3回、同230名）、神戸（同2回、同149名）の各事務所単位で、（開催数合計：15回、延べ受講者数：700名参加）開催した。開催状況の詳細は、参考資料3 (p18) のとおり。

7. 専門誌及びニューズレター等による情報発信

(1) 専門誌「JCA ジャーナル」による情報発信

仲裁や調停等のADRや国際商取引の法務・実務に関する有益な情報提供を目的として、専門誌「JCA ジャーナル」を毎月発行し、会員を中心に配布した。本年度は特に、仲裁を含む国際紛争解決に関する記事の充実化を図るとともに、企業担当者の執筆による記事を増やすことで、企業が国際紛争の場面で現実と直面している課題と対策について情報共有を行った。

具体的には、東京地裁本庁における仲裁関係事件の審理の状況等について、従来公表されていなかった貴重な統計資料を掲載したほか、日本企業が国際仲裁を活用する

に当たって克服すべき課題について企業目線から論ずる記事を掲載した。

また、日本企業による戦略的な国際ルール形成の重要性を説く記事（経済産業省の初代通商法務官である米谷三以氏が執筆）を掲載した他、日・EU経済連携協定の交渉において残された課題である投資章の紛争処理条項に関し、ヨーロッパ連合が提案する常設投資裁判所構想の背景及び問題点を論ずる連載記事を掲載した。

国際商取引に関連する記事としては、海外においてインフラ建設プロジェクトを遂行する企業向けに、FIDICを含む国際建設契約の概要や、契約管理、国際建設分野における紛争解決について実務上のポイントを解説する短期連載記事を掲載した。

(2) 英文広報紙「JCAA Newsletter」による情報発信

海外に向けて我が国におけるADRの動きを発信するとともに、当協会の活動をPRするため、平成29年11月に「JCAA Newsletter」第38号、平成30年3月に第39号を発行し、海外のADR関連機関を中心に配布した。

(3) ホームページによる情報発信

ホームページ (<http://www.jcaa.or.jp>) を通じ、本協会の活動等の最新情報を会員はじめ広く一般に提供した。

8. 国内ADR推進事業の実施

(1) 普及・啓発の実施

ADR法に基づく認証紛争解決事業者として、商工業者に対し商事取引に伴う紛争の未然防止やADRを含む紛争解決制度の概要等を広く周知するため、PRパンフレットを大都市商工会議所、関係機関等に配布し、普及・啓発活動を行った。

(2) 行政機関・ADR関係機関との連携・協力の実施

(a) 平成19年4月1日に「ADR法（裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律）」が施行されてから10年が経過したことを踏まえ、法務省担当者と認証ADRの現状と課題等について意見交換を実施した（平成29年4月20日）。

(b) 各種相談機関と認証紛争解決事業者との連携、協力などを目的とした「ADR利用促進コンソーシアム大阪」～ADRに関する関係機関情報交換会～（法務省大臣官房司法法制部審査監督課主催）に参加した（平成29年9月28日）。

(c) 公益社団法人日本仲裁人協会、一般財団法人日本ADR協会の諸事業への参加、協力などを行った。

9. 調査研究等

(1) 図書、文献等の収集

国内外の商事仲裁、商事調停及び国際取引に関する図書・文献・資料等を収集し、会員等の閲覧に供するなど有効活用を図った。

(2) 国際取引研究会の開催

当協会会員をメンバーとする「国際取引研究会」を名古屋事務所において開催し、海外進出に伴う秘密情報の流出防止等をテーマに、会員相互による調査・研究を行った。

Ⅲ. カルネ事業

1. 全カルネ発給実績

カルネについては、発給件数・収入とも平成22年度以降27年度までの6年間にわたって着実に増加してきたが、昨年度は収入が7年ぶりに微減(▲0.8%減)となるなど増加傾向に足踏みがみられた(表6)。

その後、本年度に入り月々の増減はあるものの、発給状況は好調に推移し、特に平昌オリンピック・パラリンピック向けの高額申請も多数あったことから、本年度は前年度と比べて件数は2.0%増加、収入も5.6%増加し、この10年間で最高となった(表5、表6)。

表5 平成29年度の全カルネ発給実績

	発 給 件 数					収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	計	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
4月	150	314	151	615	98.2	1,832	95.8
5月	115	321	148	584	96.5	1,798	98.8
6月	157	414	239	810	116.4	2,371	121.1
7月	99	337	142	578	96.2	1,808	104.3
8月	115	336	270	721	103.3	2,223	110.6
9月	158	447	237	842	100.0	2,481	91.5
10月	94	368	191	653	97.5	1,929	97.7
11月	86	388	136	610	116.0	1,847	119.3
12月	193	349	144	686	107.7	2,197	119.9
1月	150	631	182	963	126.4	2,949	138.7
2月	160	360	234	754	92.5	2,212	95.8
3月	131	330	254	715	80.7	2,367	87.6
計	1,608	4,595	2,328	8,531	102.0	26,012	105.6

表6 (参考) この10年間の全カルネ発給実績

	発 給 件 数		収 入	
	(件)	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
平成20年度(2008年度)	8,254	93.2	24,883	93.0
平成21年度(2009年度)	6,566	79.6	19,334	77.7
平成22年度(2010年度)	7,363	112.1	21,637	111.9
平成23年度(2011年度)	7,441	101.1	21,670	100.2
平成24年度(2012年度)	7,566	101.7	22,428	103.5
平成25年度(2013年度)	7,883	104.2	23,435	104.5
平成26年度(2014年度)	7,968	101.1	23,824	101.7
平成27年度(2015年度)	8,236	103.4	24,846	104.3
平成28年度(2016年度)	8,364	101.6	24,635	99.2
平成29年度(2017年度)	8,531	102.0	26,012	105.6

2. ATAカルネ

(1) ATAカルネ発給実績

全カルネのうち95%を占めるATAカルネは、平昌オリンピック・パラリンピック向けの高額申請も多数あり、前年度と比べると、件数は引き続き2.0%増加、収入も5.7%増加し、この10年間で最高となった(表7、表8)。

表7 平成29年度のATAカルネ発給実績

	発 給 件 数					収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	計	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
4月	145	297	143	585	97.2	1,738	93.8
5月	111	310	147	568	98.1	1,756	102.7
6月	147	395	234	776	115.6	2,256	119.1
7月	92	320	135	547	96.6	1,719	104.6
8月	104	318	248	670	103.4	2,060	109.4
9月	152	431	232	815	101.4	2,407	93.8
10月	87	352	180	619	95.5	1,851	96.9
11月	79	369	124	572	117.5	1,730	119.6
12月	181	333	141	655	106.3	2,090	117.4
1月	141	614	178	933	127.1	2,869	142.8
2月	147	334	228	709	92.8	2,088	96.0
3月	122	308	249	679	79.7	2,256	86.1
計	1,508	4,381	2,239	8,128	102.0	24,821	105.7

表8 (参考) この10年間のATAカルネ発給実績

	発 給 件 数		収 入	
	(件)	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
平成20年度 (2008年度)	7,848	92.7	23,631	92.6
平成21年度 (2009年度)	6,222	79.3	18,274	77.3
平成22年度 (2010年度)	7,017	112.8	20,630	112.9
平成23年度 (2011年度)	7,113	101.4	20,728	100.5
平成24年度 (2012年度)	7,231	101.7	21,478	103.6
平成25年度 (2013年度)	7,523	104.0	22,344	104.0
平成26年度 (2014年度)	7,596	101.0	22,597	101.1
平成27年度 (2015年度)	7,852	103.4	23,665	104.7
平成28年度 (2016年度)	7,971	101.5	23,492	99.3
平成29年度 (2017年度)	8,128	102.0	24,821	105.7

(2) 再輸出未履行に係るATAカルネに関する輸入税等の支払い実績

①当協会発給カルネについて、外国税関（外国保証団体経由）に支払ったもの

68件／1,899万円

②外国発給カルネについて、本邦税関に支払ったもの

71件／1,022万円

(3) ATAカルネ加盟国

平成29年4月にカザフスタンが加わり、加盟国は77国／地域に拡大した。

3. SCCカルネ（台湾向けカルネ）

(1) SCCカルネ発給実績

SCCカルネは、ATAカルネに比べて発給件数が少ないために、月別の前年度比は件数、収入とも変動が大きいものになっている。本年度は、件数は前年度より2.5%、収入は前年度より4.2%増加した（表9）。

表9 平成29年度のSCCカルネ発給実績

	発 給 件 数					収 入	
	商品見本	職業用具	展示品	計	対前年比(%)	金額(万円)	対前年比(%)
4月	5	17	8	30	125.0	93	159.3
5月	4	11	1	16	61.5	42	38.7
6月	10	19	5	34	136.0	115	178.4
7月	7	17	7	31	88.6	89	98.2
8月	11	18	22	51	102.0	163	128.9
9月	6	16	5	27	71.1	73	50.7
10月	7	16	11	34	154.5	78	122.0
11月	7	19	12	38	97.4	117	113.8
12月	12	16	3	31	147.6	106	208.2
1月	9	17	4	30	107.1	80	67.8
2月	13	26	6	45	88.2	124	93.2
3月	9	22	5	36	105.9	111	137.1
計	100	214	89	403	102.5	1,191	104.2

(2) 再輸出未履行に係るSCCカルネに関する輸入税の支払い実績

当協会発給カルネについて、台湾税関（台湾保証団体経由）に支払ったもの

3件／13万円

4. カルネ制度の普及・広報活動

- (1) 日本商工会議所発行「会議所ニュース」及び月刊誌「石垣」に継続してPR広告を掲載した。
- (2) 大阪商工会議所発行「大商ニュース」にATAカルネのPR広告を掲載した（平成29年6月、30年2月）。
- (3) 東京税関大井出張所において税関職員及び通関業者向けに、カルネに関する講習会を実施した（平成29年12月、30年1月）。

5. カルネ料金に係る現金授受の廃止

カルネ発給料金（発給手数料、担保措置料及び信用度が低い者からの担保金）の入金及び返金は、事務所窓口での現金による入返金と銀行振込の二つの方法から利用者の選択を認めていたが、当協会としては、①窓口での現金勘定、②現金の事務所内での保管、③現金の銀行への運搬等に関して重大なリスクを抱え続けていた。このため平成29年4月1日以降の申請分から、窓口での現金授受を廃止し、銀行振込のみに完全移行した。

現金授受の廃止・銀行振込みへの完全移行に際しては、29年1月からHP、窓口等で周知を行い、混乱無く円滑に移行できた。

6. 電子申請を見据えたHPからの申請書類のダウンロードの開始等

現在検討中の電子申請を見据え、これまで当協会が印刷・配付していた申請書類一式を、

平成29年11月から申請者がHPからダウンロードし、入力・印刷できるようにするとともに、金額の計算をエクセル形式により自動計算できるようにした。これに併せて、記入例も物品種類や注意事項を増やす等分かりやすくした。また、10月にはカルネ申請者からよく問合せ・確認される内容を、新たに「FAQ（よくある質問と回答）」としてカテゴリ別に設け、内容も追加し分かりやすくした。

以上の措置により、カルネ申請者においては従来に比し容易に申請書類を作成できるようになり、その利便性が向上したほか、当協会においても金額の再計算の省略など業務効率化が図られた。

IV. 協会の事業運営の基本的事項

昨年度新たに策定した重要規程の点検及び計画の模擬訓練を実施した。

1. 個人情報保護及びマイナンバー管理

昨年度における個人情報の保有・管理状況等及びマイナンバー禁止行為の遵守状況等を各部署から平成29年4月に報告させ、また、29年8月及び30年2月にはマイナンバー管理担当者（東京本部、大阪事務所各1名）からマイナンバー取得・管理状況等を報告させ、個人情報及びマイナンバーともに適切に取得・管理等が行われていることを確認した。

2. 事業継続計画（BCP）

大規模災害発生時の事業継続の確保のため、東京本部が機能喪失したとの想定の下に、平成29年8月に模擬訓練を実施した。カルネ部門については、大阪事務所による東京本部の発給機能の代替と、東京本部機能復旧後の大阪事務所代替分に係る各種データの東京本部への引継訓練を実施し、マニュアルどおりに出来ることを確認した。

また、仲裁部門やセミナー担当部門等については、10月から11月にかけて部署ごとに自宅PCからクラウドに保管している情報へのアクセス及び業務関係先へのメール連絡の訓練を行った。この結果、自宅PCが非 windows 系のOSの場合にはアクセス方法の違いがあること等、いくつか想定していなかった事態が生じたが、この訓練の結果、解決策を習得できた。

3. 防災計画

当協会の防災計画に基づき、平成29年11月の休日に大規模地震が発生した想定で、安否状況（役職員及び家族の怪我等の有無・状況、家屋の損壊等の有無・状況）の確認訓練を実施した。この安否訓練は、事業継続計画で規定している緊急時の協会運営の意思決定に係る権限委任の確定上必須事項であるが、訓練当日は、手順どおりに実施でき、連絡体制・手段の確認等ができた。

V. 会議の開催

1. 理事会

(1) 第30回(通算第124回)理事会:平成29年5月9日開催(書面表決)

【決議事項】第9回定時社員総会の招集(開催)の件

(2) 第31回(通算125回)理事会:平成29年6月8日開催(場所:KKRホテル)

【決議事項】

第1号議案 平成28年度事業報告(案)及び決算(案)について

第2号議案 平成28年度公益目的支出計画実施報告書(案)について

第3号議案 新入会員の承認について

【報告事項】

報告事項 協会の事業運営に係る各種リスクへの対応の徹底について

1. カルネ料金に係る現金授受の廃止

2. 各種基本的規程等の遵守状況と対応の強化

(3) 第32回(通算126回)理事会:平成29年6月8日開催(場所:KKRホテル)

【決議事項】

第1号議案 業務執行理事(常務理事)の選任について

第2号議案 事務局長の選任について

(4) 第33回(通算127回)理事会:平成29年12月7日開催(場所:KKRホテル)

【報告事項】

報告事項 平成29年度上期(4月~11月)の業務報告について

【決議事項】

第1号議案 新入会員の承認について

2. 総会

第9回(通算第65回)定時社員総会:平成29年6月8日開催(場所:KKRホテル)

【報告事項】

報告事項1 平成28年度事業報告について

報告事項2 平成28年度公益目的支出計画実施報告書について

報告事項3 協会の事業運営に係る各種リスクへの対応の徹底について

1. カルネ料金に係る現金授受の廃止

2. 各種基本的規程等の遵守状況と対応の強化

【決議事項】

第1号議案 平成28年度決算(案)について

第2号議案 理事の補欠選任について

VI. 会員等状況

1. 会 員

平成30年3月末現在の正会員数は、564社（平成29年度入会：20社、同年度退会：25社、前年度比：5社減）であり、賛助会員数は31名（平成29年度入会：4名、同年度退会：3名、前年度比：1名増）であった。

2. 役員等

役員等の就任状況は、代表理事・理事長1名、業務執行理事・常務理事1名、理事25名、監事2名、最高顧問1名、特別顧問6名、顧問4名、参与5名であった。

VII. 附属明細書

- ・該当事項なし

VIII. 参考資料 1 国際商事仲裁・調停関連のセミナーについて

- 1) 「中国仲裁の最新事情－中国における仲裁判断の執行状況、香港及び上海の仲裁実務について－」

(日本仲裁人協会関西支部・大阪商工会議所との共催)

(平成29年7月6日)

内容：中国裁判所において外国仲裁判断の強制執行が承認されなかった事例を紹介することにより、強制執行が承認されるための条件を検討したほか、香港及び上海における仲裁機関等の最新状況を説明した。

講師：栗津光世氏（弁護士、栗津法律事務所所長）

多田慎氏（弁護士、大江橋法律事務所）

江口拓哉氏（弁護士、森・濱田松本法律事務所）

パネリスト：上記3名の講師

コーディネーター：小林和弘氏（弁護士、大江橋法律事務所）

参加者：法曹関係者、企業関係者等 86名

- 2) 「知っておきたい国際仲裁制度－国際ビジネス紛争の解決のための基礎知識－」

(大阪商工会議所との共催)

(平成29年9月1日)

内容：国際ビジネス紛争の解決に欠かせない仲裁制度の特徴や仕組みを概説すると共に、仲裁条項のドラフティング上の注意点および日本で仲裁を行う利点等を解説した。

講師：中村達也（当協会理事・仲裁部長）

参加者：企業関係者、法曹関係者等 79名

- 3) 「フランス国際仲裁・調停セミナー」

(日本仲裁人協会主催、大阪商工会議所との共催)

(平成29年10月25日)

内容：フランスの国際仲裁・調停に関する法やその運用状況を概観し、さらに、フランスの国際仲裁法の特徴、フランス判例法とADRの関係、フランスにおける調停の現状などについて解説した。

講師：ダルジュゾン アリックス氏（外国法事務弁護士、フランス法弁護士、弁護士法人北浜法律事務所）

パネリスト：ダルジュゾン アリックス氏

長田真里氏（大阪大学大学院法学研究科教授）

モデレーター：生田美弥子氏（日本・フランス共和国・NY州弁護士、弁護士法人北浜法律事務所、パートナー）

参加者：企業法務担当、弁護士、研究者等 50名

4) 「日本知的財産仲裁センター第20回シンポジウム 知って、比べて、使ってみよう！
いろいろな調停、仲裁 ～ 各種 ADR 機関の実践的比較 ～」

(日本知的財産仲裁センターとの共催)

(平成30年2月20日)

内容：日本における ADR 機関の業務の紹介をした。

講師： 増田卓司氏（愛知県弁護士会紛争解決センター）

藤原誠氏（公益社団法人民間総合調停センター）

西村俊之（一般社団法人日本商事仲裁協会）

日野修男氏（日本知的財産仲裁センター）

パネリスト：上記講師

モデレーター：小林純子氏（日本知的財産仲裁センター）

参加者： 弁護士、弁理士等 114名

参考資料 2 商事仲裁・商事調停に関する他機関主催の説明会等への講師派遣について

[() 内は主催団体]

- 1) 必ず起こる海外取引トラブル その時の備えはありますか？－国際仲裁制度とJCAA仲裁－
(平成29年6月2日) (一般社団法人日本動画協会)
- 2) 海外ビジネスにおける仲裁制度の活用とリスク回避 (平成29年7月24日) (株式会社タナベ経営)
- 3) 仲裁制度の活用による海外ビジネスリスク対策 (平成29年9月9日) (一般社団法人貿易アドバイザー協会関西支部)
- 4) 知っておくべき国際仲裁の基本と実務 (平成29年9月12日) (一般社団法人貿易アドバイザー協会)
- 5) 必ず起こる海外取引トラブル その時の備えはありますか？－国際仲裁制度とは？－ (平成29年11月8日) (一般社団法人日本電設工業協会)
- 6) 国際仲裁制度の基礎知識－建設業における国際ビジネス紛争の解決のための対策－ (平成29年11月29日) (一般社団法人海外建設協会)
- 7) 国際仲裁制度の基礎知識－JCAAの仲裁実務－ (平成30年3月2日) (一般財団法人不動産適正取引推進機構)

参考資料3 講習会等の事務所別開催状況について

- 東京 ○「英文契約書実務入門－明日から実践できる「考え方」を学ぶ－」
(平成29年5月19日、参加者：42名)
講師：仲谷栄一郎氏(弁護士)
- 「海外販売店(代理店)契約書の作成・読解のチェックポイント」
(平成29年7月14日、参加者：35名)
講師：仲谷栄一郎氏(弁護士)
- 「国際特許・ノウハウライセンス契約書の作成と交渉の実務」
(平成29年9月15日、参加者：13名)
講師：仲谷栄一郎氏(弁護士)
- 「国際仲裁の『決戦場』、証人尋問に備える－国際提携契約の事例で学ぶ紛争解決【前提知識編】－」(平成29年11月20日、参加者：28名)
講師：井口直樹氏(弁護士)、池田順一氏(弁護士)
- 「国際仲裁の『決戦場』、証人尋問を乗り切れるか－国際提携契約の事例で学ぶ紛争解決【実践体験編】－」(平成30年1月22日、参加者：49名)
講師：井口直樹氏(弁護士)、池田順一氏(弁護士)、杉本花織氏(弁護士)、
Paul Iguchi氏(外国法事務弁護士)
- 大阪 ○「英文契約によるリスクマネジメント入門－交渉準備から契約書の作成、契約後のマネジメントまで－」(平成29年7月11日、参加者：45名)
講師：児玉実史氏(弁護士)
- 「国際販売店契約の基本実務－英文販売店契約に必須の知識と主要条項のキーポイント－」(平成29年9月15日、参加者：29名)
講師：児玉実史氏(弁護士)
- 「国際技術ライセンス契約の基本実務－読解・ドラフティングの必須知識－」
(平成29年10月24日、参加者：24名)
講師：小林和弘氏(弁護士)
- 「転換期の中国事業をめぐる法的リスクマネジメント－幹部や従業員の不正行為、行政機関との紛争を中心に－」(平成29年11月21日、参加者：28名)
講師：劉新宇氏(中国弁護士)
- 「中国企業との契約締結における留意点－中国契約法の基礎知識と各種契約の留意事項－」(平成29年12月18日、参加者：28名)
講師：谷口由記氏(弁護士)
- 名古屋 ○「輸出入実務セミナー」(平成29年5月18日～19日、参加者：121名)
講師：高橋靖治氏(日本貿易振興機構認定アドバイザー)
(公益財団法人興和生命科学振興財団、名古屋商工会議所との共催)
- 「貿易実務セミナー」(平成29年12月5日、参加者：47名)
講師：鮎澤多俊氏(東大手法律事務所所長)
(公益財団法人興和生命科学振興財団、名古屋商工会議所との共催)

○「外国為替実務」(平成29年12月6日、参加者：62名)

講師：堀内匠氏(株式会社三菱東京UFJ銀行名古屋営業本部 名古屋外為業務室 課長)

武内直子氏(同主任)

唐木沢潤氏(同行トランザクションバンキング本部 国際業務部 中部室長)

(公益財団法人興和生命科学振興財団、名古屋商工会議所との共催)

神戸 ○「中小企業の海外取引における紛争解決の基礎」セミナー

(平成29年6月13日、参加者：30名)

講師：大貫雅晴氏(ジービック大貫研究所代表)

○「メディアではわからない中国の現状とビジネスリスク」セミナー

(平成30年3月9日、参加者：119名)

講師：石平氏(評論家)

平成29年度 決算報告書

決算の概要

本年度の経常収益は、仲裁の収益・カルネの収益ともに増加したため、対前年度比3,600万円増の3億6,200万円となった。

経常費用は、各種合理化努力もあり、対前年度比1,500万円減の3億円となった。

この結果、税引前当期一般正味財産増減額は、対前年度比5,100万円増の6,200万円の黒字を確保し、税引後の当期一般正味財産増減額（純利益）は4,700万円の黒字となった。

(1) 収益の状況

仲裁の収益は、5,100万円と平年度並みに戻ったため、小規模案件が多く収益が少なかった前年度に比べて2,100万円増（対前年度比69.3%増）となった。

一方、カルネの収益は好調に推移し、前年度に比べて更に1,400万円増の2億6,000万円（対前年度比5.6%増）となり、この10年間で最高となった。

(2) 費用の状況

費用は、前年度に比べて1,500万円減の3億円（対前年度比4.8%減）となった。

これは、昨年度にBCP対策として構築した情報システム及びカルネ管理システムの開発に係る減価償却費が増加したほか、仲裁の普及啓発の強化に伴う費用増があったものの、業務の効率化、各種経費の合理化に努めたことによるものである。

(3) 自己資本（正味財産期末残高）の状況

上記の結果、当期一般正味財産増減額（当期純利益）は、4,700万円の黒字となり、3年連続で自己資本が増加し、期末残高は4億3,800万円となった。